

令和2年度 新メニュー開発事業 防災支援物資の分散と集合と活用事業

1. 主 旨

平成30年7月の豪雨災害で広島県は甚大な被害が発生し、多くの市町で防災対策が課題となっています。そこで、公衛協は、平成30年11月に開催した第59回広島県公衆衛生大会で、「防災・減災・復興に活かす公衆衛生活動の推進」を活動方針に追加しました。

この方針に基づき、行政、公衛協、環保協が連携して防災、減災、復興への取り組みを具体化するため、公衛協の役割を明確にして達成に向けて人的支援と物的支援の両面から取り組みます。

その一環として、有事の際に被災地を公衛協が支援する仕組みを作り、防災に係る意識の向上を図るとともに活動の定着を図ります。

災害発生時に必要となる物資を1カ所で保管するには、多くのスペースと沢山の労力が必要となります。そこで、物資を分散保管し、必要に応じて集積することで効率的な活用を図り、平常時には別事業への転用も考えます。

2. 実施主体

市町公衛協 26 団体

3. 活動内容

活動は、5つの分野（支援物資の管理、提供、集合、活用、情報の提供）に分かれます。

(1) 支援物資の管理

公衛協が保管する支援物資は、毎年12月に棚卸しを行い、不足品を確認して、最新情報にまとめます。

(2) 支援物資の提供

不足品を環保協に申請し、提供された物品は、適切に保管してください。毎年、12月時点の環境・健康募金の環保協配分金の執行状況を把握し、不足物品の調達財源に充当します。

(3) 支援物資の集合

平成30年7月豪雨災害と類似の災害が発生した際は、公衛協が保管する支援物資を環保協職員が中心となって受け取りに行きます。集めた支援物資は、被災地の公衛協へ届けます。

(4) 支援物資の活用

公衛協が保管する支援物資は、有事の際の活用に限らず、平時においても公衛協活動や防災訓練に活用できるものとし、消費期限内の有効活用を図ります。

(5) 情報の提供

毎年、代表者会議 第2回定例会で、支援物資の総量を報告します。また、必要な追加物資について検討します。

4. 期 間

令和2年度から、取り組みを開始します。10年計画で物資の整備を図ります。

5. 支援物資

支援物資は、水や食料など、他団体が被災地に提供する物を除き、公衛協らしさを念頭に選定します。

また、単年度ですべての物をそろえるのではなく、5年～10年をかけて少しずつ集め、一方で消費期限や耐用年数を過ぎたものは更新するなど、計画的に実施していきます。

想定される支援物資には、次のような物が考えられます。

今後の検討で品目を増やします。

(1) 衛生物資

資材名	有事の活用	平時の活用
噴霧器	被災家屋の消毒	イベントの水洗い作業
消毒液	被災家屋の消毒	防災訓練での実習
水中ポンプ（電動）	家屋内の排水	花壇の散水
水中ポンプ（手動）	家屋内の排水	花壇の散水
井戸ポンプ（手動）	電源のない場合の水の確保	防災訓練での実習
簡易トイレ	避難所での活用	イベントでの活用実習

(2) 廃棄物対策物資

資材名	有事の活用	平時の活用
自立式看板（分別用）	ごみ分別	イベントの目印看板

(3) 健康支援物資

資材名	有事の活用	平時の活用
ウォーキングポール（杖）	被災者の杖	ウォーキングイベント

(4) 非常用物資

資材名	有事の活用	平時の活用
モバイルバッテリー	携帯の電源確保	イベントの電源提供
簡易発電機	小電力の確保	イベントでの活用

(5) その他

6. 経 費

提供物資の調達は、環境・健康募金の環境協配分金を充てます。

それ以外の追加物資は、各公衛協でご負担ください。

7. スケジュール

- | | |
|---------|--------------------------|
| 12月 | 公衛協に保有する支援物資の棚卸を依頼 |
| 令和3年 1月 | 代表会議 第2回定例会で追加物資を提案（第2回） |
| 2月 | 提供物資を公衛協に配布 |

* 有事の際 各公衛協へ協会職員が物資の収集
集まった物資を被災地の公衛協へ提供

[問い合わせ／提出先] (一財) 広島県環境保健協会 地域活動支援センター 担当：仲西
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9-1